

手話通訳員（会計年度任用職員・フルタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 手話通訳員（会計年度任用職員・フルタイム）
- (2) 募集人数 1人

2 勤務場所

滋賀県守山市役所障害福祉課

3 業務内容

手話通訳業務、手話通訳者および要約筆記者の派遣調整、そのほか所属長の指示する事務

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 普通自動車運転免許
パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人
手話通訳士（手話通訳技能認定試験）の資格を有する者

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日（1年）
（任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり）
- (2) 勤務日数・時間 常勤 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 給料・手当 月額220,480円（地域手当含む）※1年目の給料額
※経験年数に応じて給料等が加算される場合があります。
賞与（期末手当+勤勉手当）
1年目：2.925月分 2年目以降：4.5月分（予定）
※来年度より新たに勤勉手当が支給されます。勤勉手当は、業務成績に応じて変動する可能性があります。
※給料等は、今後の制度改正に伴い変更となる可能性があります。
通勤手当
- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇、夏季休暇、忌引き ほか
- (5) 健康保険等 ・滋賀県市町村職員共済組合
・厚生年金（フルタイム勤務が継続して12ヶ月を超える場合は滋賀

縣市町村職員共済組合の長期給付制度へ移行)

・雇用保険(フルタイム勤務が継続して12ヶ月を超えるまでは加入)

(6) マイカー通勤 可(駐車場の手配等のご自身でしていただきます。駐車料金自己負担)

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月(毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象)

7 服務 地方公務員法が適用されます(業務上知り得たことについての守秘義務等)

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

試験申込後に調整

(3) 試験当日に履歴書(写真貼付)、資格証および運転免許証を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・障害福祉課へ電話または直接申し込み
- ・ジョブプラザ守山または草津公共職業安定所に申し込み。(交付された紹介状を試験日当日に持参)

申込期限 随時募集

10 問い合わせ

守山市役所障害福祉課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話 077-582-1168 FAX 077-581-0203

メール shogaifukushi@city.moriyama.lg.jp